

【香川県内地価 2 年連続下落】

香川県の令和 4 年 1 月 1 日現在の公示地価が 3 月 23 日に発表されました。

●地価公示とは・・・・・・・・

地価公示法によって、国土交通省土地鑑定委員会が実施するもので、区域ごとに標準的な地点（「標準地」といいます。）を選定し、鑑定評価員（不動産鑑定士等）の鑑定評価をもとに、毎年 1 月 1 日の標準地の正常な価格（1 平方メートルあたり）を判定し公示する制度です。正常な価格とは、土地について、自由な取引が行われるとした場合におけるその取引において、通常成立すると認められる価格をいいます。

香川県内の地価変動率は **2 年連続の下落** という結果となっております。

市 町	住宅地	商業地	全用途平均
高 松 市	▲0.3	▲0.4	▲0.4
丸 亀 市	▲0.8	▲0.7	▲0.8
坂 出 市	▲1.1	▲1.3	▲1.1
善通寺市	▲1.0	▲1.4	▲1.1
観音寺市	▲1.2	▲1.2	▲1.2
さぬき市	▲1.3	▲1.4	▲1.3
東かがわ市	▲1.4	▲2.0	▲1.6
三 豊 市	▲1.4	▲0.9	▲1.2
土 庄 町	▲1.3	▲1.8	▲1.5
小豆島町	▲2.1	▲2.0	▲2.0
三 木 町	▲0.3	▲1.2	▲0.6
宇多津町	▲0.9	▲0.4	▲0.6
綾 川 町	▲1.1	▲1.0	▲1.1
琴 平 町	▲1.3	▲1.6	▲1.4
多度津町	▲1.3	▲1.3	▲1.3
まんのう町	▲0.6	▲1.1	▲0.8
県 計	▲0.7	▲0.8	▲0.7

※前年から継続調査した 177 地点の全用途の平均変動率は、前年比 -0.7% となりました。

※高松市では、住宅地 55 地点のうち上昇が 8 地点、下落が 36 地点 となっております。商業地では、26 地点のうち上昇は 1 地点のみとなり、13 地点が下落しました。背景には、コロナによる訪日外国人客の減少によるホテル需要の減少、飲食店の売上減少が影響したことが推測されます。

[令和 4 年 3 月 23 日四国新聞記事より抜粋]

不動産市場は停滞しており、今後も先行きは不透明です。

この不動産市況での不動産のご売却やご購入に際しては、不安を抱かれる方が多いかと思えます。お客様の状況やご意向に沿ったご提案をさせていただきます。

不動産に関しては、あなぶき不動産流通にお気軽にご相談くださいませ。